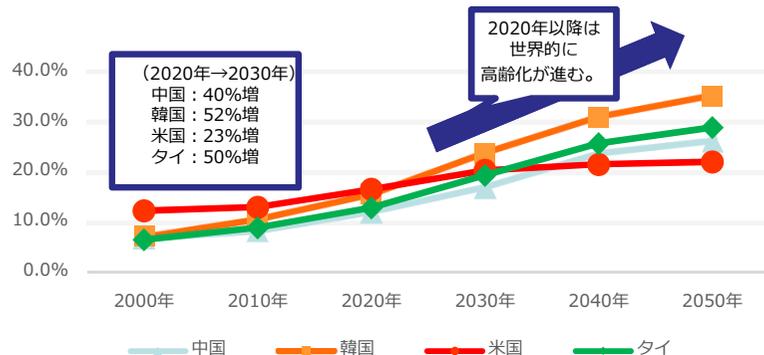


公募期間:令和2年7月31日～9月11日

現状と課題

全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等の取組を支援する。

○訪日外国人旅行者数上位国における高齢者（65歳以上）の人口推移



(出典) 総務省「世界の統計2018」より観光庁作成

○高齢者（65歳以上）の入国外国人数の推移



(出典) 法務省「入国管理統計」より観光庁作成

1. 補助対象事業

宿泊施設の客室、共用部におけるバリアフリー化を支援する。



客室のバリアフリー化



客室トイレのバリアフリー化



客室浴室のバリアフリー化



ワーケーションスペースの整備



スロープの設置



車椅子対応エレベーターの設置



共用トイレのバリアフリー化



食堂の段差解消

2. 補助率及び上限額

1 / 2 補助 1宿泊事業者当たり **上限500万円**

3. 補助対象事業者

旅館業法の営業許可を得た宿泊施設（旅館・ホテル等）

1. バリアフリー化（客室の改修①）

■ 客室の概観



車椅子でも円滑に移動可能

■ 客室内の浴室



車椅子から移乗台を使って入浴可能

2. バリアフリー化（客室の改修②）

■ 客室の概観



洗面所・浴室・トイレの
段差がなく車いすで移動可能

■ 客室内ビューバス



大浴場へ移動しなくても部屋の中で
景色を眺めながら入浴可能

3. バリアフリー化（ワーケーションスペース）

■ 客室における整備



■ 共用部における整備



客室・共用部のバリアフリー化を伴う整備
(出入口の段差解消、車椅子で移動できるスペースの確保等)

4. バリアフリー化（食事処）

■ 個室食事処①



■ 個室食事処②



和室の食事処をテーブルタイプの個室食事処に改修

■ 廊下・出入口



段差が無く広い
スペースを確保